

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月1日

【会社名】 サイボウズ株式会社

【英訳名】 Cybozu, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青野 慶久

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4306 - 0808

【事務連絡者氏名】 経営支援本部長 林 忠正

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4306 - 0808

【事務連絡者氏名】 経営支援本部長 林 忠正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、上場会社が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められております。当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながる、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなどのメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款を変更するものであります。なお、当社は、既に、上記経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

社内取締役として、西端 慶久（青野 慶久）、中根 弓佳（田尻 弓佳）、林 忠正、穂積 真人、Michael O'Connor、松川 隆、吉原 克志 を、社外取締役として、北原 康富、渡邊 裕子 を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

社外監査役として、植松 則行 を選任するものであります。

#### 第4号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12.00円 総額550,539,624円

効力発生日

2022年3月28日

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	353,570	5,849	0	(注) 1	可決 98.37
第2号議案 取締役9名選任の件					
西端 慶久 (青野 慶久)	308,731	50,688	1		可決 85.9
【社外取締役候補】 北原 康富	320,299	39,120	1		可決 89.12
田尻 弓佳					

(中根 弓佳)	345,644	13,775	1	(注) 2	可決	96.17
林 忠正	345,635	13,784	1		可決	96.16
穂積 真人	345,544	13,875	1		可決	96.14
Michael O'Connor	345,588	13,831	1		可決	96.15
松川 隆	345,603	13,816	1		可決	96.16
吉原 克志	345,556	13,863	1		可決	96.14
【社外取締役候補】 渡邊 裕子	335,399	24,020	1		可決	93.32
第3号議案 監査役1名選任の件						
【社外監査役候補】 植松 則行	335,383	24,036	0	可決	93.31	
第4号議案 剰余金処分の件	358,550	869	1	(注) 3	可決	99.76

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。